

施工条件明示書

【実施】

工事名 令和7年度 水単請-11 白川津田新田川原地区老朽管更新工事
施工場所 白石市白川津田字新田川原 地内 ほか

白石市上下水道事業所

第1章 総 則

第1条 本仕様書は、令和7年度 水単請-11 白川津田新田川原地区老朽管更新工事 に適用するもので、宮城県土木部編集の共通仕様書と共に当該工事の施工にあたり請負者が守らなければならない特記事項についての仕様であり、共通仕様書と重複する事項については本仕様書が優先するものとする。

第2条 本仕様書、設計図、設計書に明示明記されていないもので、本工事完成のためには当然必要と認められるものは異議なく請負者の負担において実施しなければならない。

第3条 本工事の施工にあたり工事遂行上必要な一切の諸法規上の手続きは請負者は請負者の負担において行うこととする。

第4条 本工事の着手前に施工計画書及び使用材料承諾書を作成し、監督員の承認を得ること。

第5条 その他、本工事の施工にあたり疑義が生じた場合には速やかに監督員と協議すること。

第2章 地上工作物・地下埋設物の保護

第6条 施工にあたり地下埋設物・架空電線・地上工作物等の支障がでた場合は、速やかに監督員に届け出を行い、管理者・所有者と協議のうえ対処し、事故の未然防止に努めること。

第7条 掘削に伴い、地下埋設物により支障が生じる箇所においては原則として人力掘削で行うこと。

第8条 隣接工作物、地下埋設物及び用排水路等に対する補強はすべて請負者の負担で行うものとする。

第9条 請負者は工事中において、地上工作物・地下埋設物に損傷を与えた場合には直ちに監督員に連絡し、各管理者・所有者に通報して復旧体制をとらなければならない。

第3章 安全管理

第10条 万一の事故に備え、直ちに対応できるように工事着手前に対策を講じ、必要な機器類を常時用意して置かなければならない。また、工事中は安全管理者が見回り、事故の防止に努めなければならない。

第4章 施 工

第11条 本工事に関わる苦情や要望が付近住民からなされた場合には、単独処理することなく速やかに監督員に連絡及び協議をして対応しなければならない。

第12条 道路管理者・河川管理者・地下埋設物管理者等から指示・指摘を受けた場合には、速やか監督員に連絡し、指示・指摘事項に対応しなければならない。

第13条 施工は原則として昼間施工とし、やむを得ない場合を除き夜間施工は行わない。

第14条 工事箇所は常に整理整頓を行わなければならない。

第15条 工事施工のため、使用する周辺道路等は随時補修等を行い、一般の通行に支障を及ぼさないよう十分注意するとともに、工事完了の際は、速やかに監督職員に報告し指示を受けるものとする。

第5章 その他

第16条 監督員は設計変更にかかわる必要な測量作業、設計図書、数量計算書の作成を指示することがある。

第17条 工事に必要な仮設用地は、請負者が借地を行い借地料を支払うものとする。なお、借地の返還にあたっては、土地所有者との借地契約に基づいて原形に復旧し、紛争等が生じないようにする。

第18条 毎週金曜日「工事週間予定表」、毎月3日「工事履行報告書」により工事の進捗状況を監督職員に提出すること。

－ 特記仕様書 －

施工条件明示書

工事番号	工 事 名	令 和 7 年 度 水 車 請 11 白 川 津 田 新 田 川 原 地 区 老 朽 管 更 新 工 事	事 務 所 名	宮 城 県 白 石 市																						
項 目	条 件	内 容	施 工 方 法	備 考																						
1 共通仕様書の適用	本工事は、宮城県土木部制定「共通仕様書」を適用するほか、本特記仕様書により施工するものとする。 仕様書の記載内容の優先は、「特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。																									
2 主任技術者及び監理技術者(以下、配置技術者という。)の配置	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(1) 現場施工に着手する日の指定 (配置技術者の配置要件の特例) ※平成25年4月1日以降適用「現場施工の着手日を指定した工事における配置技術者の配置要件の特例について」</td> <td style="width: 5%; text-align: center;"><input type="radio"/></td> <td style="width: 25%;">契約工期初日以降、90日以内に着手 (手持ち工事が完了した場合や、制約条件がない場合等は、期日以前の着手も可能)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>(2) 請負者が着手日を選択出来る工事(フレックス工事)</td> <td style="text-align: center;"><input type="radio"/></td> <td>契約工期初日以降、〇〇日以内に着手 土木工事共通特記仕様書第1編1-1-4によること。</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>(3) 上記以外</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="radio"/></td> <td>請負者は、現場施工に着手する日の指定がない限り、原則として、契約工期初日以降、30日以内に現場施工に着手</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>上記現場施工に着手する日の前日までの期間において、工事準備等を含め工事現場が不稼働であることが明確な場合は、配置技術者の工事現場への専任は要しない。 出納局契約課ホームページ参照のこと。http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kk50.html</p>				(1) 現場施工に着手する日の指定 (配置技術者の配置要件の特例) ※平成25年4月1日以降適用「現場施工の着手日を指定した工事における配置技術者の配置要件の特例について」	<input type="radio"/>	契約工期初日以降、90日以内に着手 (手持ち工事が完了した場合や、制約条件がない場合等は、期日以前の着手も可能)			(2) 請負者が着手日を選択出来る工事(フレックス工事)	<input type="radio"/>	契約工期初日以降、〇〇日以内に着手 土木工事共通特記仕様書第1編1-1-4によること。			(3) 上記以外	<input checked="" type="radio"/>	請負者は、現場施工に着手する日の指定がない限り、原則として、契約工期初日以降、30日以内に現場施工に着手									
(1) 現場施工に着手する日の指定 (配置技術者の配置要件の特例) ※平成25年4月1日以降適用「現場施工の着手日を指定した工事における配置技術者の配置要件の特例について」	<input type="radio"/>	契約工期初日以降、90日以内に着手 (手持ち工事が完了した場合や、制約条件がない場合等は、期日以前の着手も可能)																								
(2) 請負者が着手日を選択出来る工事(フレックス工事)	<input type="radio"/>	契約工期初日以降、〇〇日以内に着手 土木工事共通特記仕様書第1編1-1-4によること。																								
(3) 上記以外	<input checked="" type="radio"/>	請負者は、現場施工に着手する日の指定がない限り、原則として、契約工期初日以降、30日以内に現場施工に着手																								
3 特例監理技術者の配置	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input type="radio"/> 対象</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input checked="" type="radio"/> 対象外</td> <td colspan="3">建設業法第26条第3項ただし書の規程を受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置。 特例監理技術者を対象とする場合は下記によるものとする</td> </tr> <tr> <td colspan="5"> <p>1 特例監理技術者を配置する場合は以下の(ア)～(サ)の要件を全て満たさなければならない。 (ア)本工事の現場施工に着手する日までに、建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。 (イ)監理技術者補佐は、一級施工管理技士補(令和3年4月1日施行予定)又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するものであること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。 (ロ)監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 (ハ)同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含ま同時に2件までとする。 (ニ)ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限り。)については、これら複数の工事を一の工事とみなす。 (ホ)特例監理技術者が兼務できる工事は、本工事を所管する土木事務所(地域事務所)管内及び隣接土木事務所(地域事務所)管内の宮城県内で施行される工事で行なければならない。 (ヘ)特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。 (ヘ)特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。 (ニ)監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。 (ケ)専任補助者を配置しない工事であること。 (コ)維持管理業務同士は兼務できない。 ※24時間体制で応急処理や緊急巡回等が必要な業務等 (サ)配置技術者の追加専任を必要としないもの。 2 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する場合、配置技術者届出書及び特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項を提出すること。 3 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORINNS)への登録を行うこと。</p> </td> </tr> </table>				<input type="radio"/> 対象	<input checked="" type="radio"/> 対象外	建設業法第26条第3項ただし書の規程を受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置。 特例監理技術者を対象とする場合は下記によるものとする			<p>1 特例監理技術者を配置する場合は以下の(ア)～(サ)の要件を全て満たさなければならない。 (ア)本工事の現場施工に着手する日までに、建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。 (イ)監理技術者補佐は、一級施工管理技士補(令和3年4月1日施行予定)又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するものであること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。 (ロ)監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 (ハ)同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含ま同時に2件までとする。 (ニ)ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限り。)については、これら複数の工事を一の工事とみなす。 (ホ)特例監理技術者が兼務できる工事は、本工事を所管する土木事務所(地域事務所)管内及び隣接土木事務所(地域事務所)管内の宮城県内で施行される工事で行なければならない。 (ヘ)特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。 (ヘ)特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。 (ニ)監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。 (ケ)専任補助者を配置しない工事であること。 (コ)維持管理業務同士は兼務できない。 ※24時間体制で応急処理や緊急巡回等が必要な業務等 (サ)配置技術者の追加専任を必要としないもの。 2 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する場合、配置技術者届出書及び特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項を提出すること。 3 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORINNS)への登録を行うこと。</p>																
<input type="radio"/> 対象	<input checked="" type="radio"/> 対象外	建設業法第26条第3項ただし書の規程を受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置。 特例監理技術者を対象とする場合は下記によるものとする																								
<p>1 特例監理技術者を配置する場合は以下の(ア)～(サ)の要件を全て満たさなければならない。 (ア)本工事の現場施工に着手する日までに、建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。 (イ)監理技術者補佐は、一級施工管理技士補(令和3年4月1日施行予定)又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するものであること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。 (ロ)監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 (ハ)同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含ま同時に2件までとする。 (ニ)ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限り。)については、これら複数の工事を一の工事とみなす。 (ホ)特例監理技術者が兼務できる工事は、本工事を所管する土木事務所(地域事務所)管内及び隣接土木事務所(地域事務所)管内の宮城県内で施行される工事で行なければならない。 (ヘ)特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。 (ヘ)特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。 (ニ)監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。 (ケ)専任補助者を配置しない工事であること。 (コ)維持管理業務同士は兼務できない。 ※24時間体制で応急処理や緊急巡回等が必要な業務等 (サ)配置技術者の追加専任を必要としないもの。 2 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する場合、配置技術者届出書及び特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項を提出すること。 3 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORINNS)への登録を行うこと。</p>																										
4 積算基準及び設計単価の適用期日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(1) 積算基準及び設計単価の適用について</td> <td style="width: 5%; text-align: center;"><input type="radio"/> ある</td> <td style="width: 5%; text-align: center;"><input checked="" type="radio"/> ない</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>				(1) 積算基準及び設計単価の適用について	<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない																			
(1) 積算基準及び設計単価の適用について	<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない																								
5 工程関係	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(1) 関連工事による施工時期の調整</td> <td style="width: 5%; text-align: center;"><input type="radio"/> ある</td> <td style="width: 5%; text-align: center;"><input checked="" type="radio"/> ない</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>(2) 施工時期による制限</td> <td style="text-align: center;"><input type="radio"/> ある</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="radio"/> ない</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>(3) 関係機関等との協議の未成立</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="radio"/> ある</td> <td style="text-align: center;"><input type="radio"/> ない</td> <td>警察(交通管理者)との協議</td> <td>監督職員と協議を行い施工すること</td> </tr> <tr> <td>(4) 関係機関等との協議結果、特定条件の付加</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="radio"/> ある</td> <td style="text-align: center;"><input type="radio"/> ない</td> <td>上記関係機関との協議結果により</td> <td>監督職員と協議を行い施工すること</td> </tr> </table>				(1) 関連工事による施工時期の調整	<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない			(2) 施工時期による制限	<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない			(3) 関係機関等との協議の未成立	<input checked="" type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない	警察(交通管理者)との協議	監督職員と協議を行い施工すること	(4) 関係機関等との協議結果、特定条件の付加	<input checked="" type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない	上記関係機関との協議結果により	監督職員と協議を行い施工すること		
(1) 関連工事による施工時期の調整	<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない																								
(2) 施工時期による制限	<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない																								
(3) 関係機関等との協議の未成立	<input checked="" type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない	警察(交通管理者)との協議	監督職員と協議を行い施工すること																						
(4) 関係機関等との協議結果、特定条件の付加	<input checked="" type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない	上記関係機関との協議結果により	監督職員と協議を行い施工すること																						
6 公害対策関係	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(1) 施工方法、機械施設、作業時間等の制限</td> <td style="width: 5%; text-align: center;"><input checked="" type="radio"/> ある</td> <td style="width: 5%; text-align: center;"><input type="radio"/> ない</td> <td colspan="2">各関係法令、条例による</td> </tr> </table>				(1) 施工方法、機械施設、作業時間等の制限	<input checked="" type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない	各関係法令、条例による																		
(1) 施工方法、機械施設、作業時間等の制限	<input checked="" type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない	各関係法令、条例による																							
7 安全対策関係	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(1) 交通安全施設等の指定</td> <td style="width: 5%; text-align: center;"><input checked="" type="radio"/> ある</td> <td style="width: 5%; text-align: center;"><input type="radio"/> ない</td> <td>警察(交通管理者)との協議結果による</td> <td>監督職員と協議を行い施工すること</td> </tr> <tr> <td>(2) 占用埋設物との近接工事による 施工方法、作業時間の制限</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="radio"/> ある</td> <td style="text-align: center;"><input type="radio"/> ない</td> <td>周辺住民に配慮し作業時間は午前8時30分から午後5時を基本とする。</td> <td></td> </tr> </table>				(1) 交通安全施設等の指定	<input checked="" type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない	警察(交通管理者)との協議結果による	監督職員と協議を行い施工すること	(2) 占用埋設物との近接工事による 施工方法、作業時間の制限	<input checked="" type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない	周辺住民に配慮し作業時間は午前8時30分から午後5時を基本とする。													
(1) 交通安全施設等の指定	<input checked="" type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない	警察(交通管理者)との協議結果による	監督職員と協議を行い施工すること																						
(2) 占用埋設物との近接工事による 施工方法、作業時間の制限	<input checked="" type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない	周辺住民に配慮し作業時間は午前8時30分から午後5時を基本とする。																							
8 排水工関係	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(1) 濁水、湧水処理のための特別な対策の必要性</td> <td style="width: 5%; text-align: center;"><input type="radio"/> ある</td> <td style="width: 5%; text-align: center;"><input checked="" type="radio"/> ない</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>				(1) 濁水、湧水処理のための特別な対策の必要性	<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない																			
(1) 濁水、湧水処理のための特別な対策の必要性	<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない																								
9 建設副産物対策関係(建設発生土)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(1) 建設発生土の処理・処分について</td> <td colspan="4">本工事の残土は、下記に運搬するものとする。なお、下記により難い場合が生じたときは、監督職員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">処理・処分する場所</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">処理・処分方法</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">距離</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">制限時間</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">備考</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">名称</td> <td style="text-align: center;">所在地</td> </tr> <tr> <td>(2) 建設発生土</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="radio"/> ある</td> <td style="text-align: center;"><input type="radio"/> ない</td> <td>白石市所有地 大鷹沢三沢字 金山沢1-2</td> <td>受入地に整地</td> <td style="text-align: center;">7.9 km</td> <td></td> </tr> </table>				(1) 建設発生土の処理・処分について	本工事の残土は、下記に運搬するものとする。なお、下記により難い場合が生じたときは、監督職員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。					処理・処分する場所		処理・処分方法	距離	制限時間	備考		名称	所在地	(2) 建設発生土	<input checked="" type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない	白石市所有地 大鷹沢三沢字 金山沢1-2	受入地に整地	7.9 km	
(1) 建設発生土の処理・処分について	本工事の残土は、下記に運搬するものとする。なお、下記により難い場合が生じたときは、監督職員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。																									
	処理・処分する場所		処理・処分方法	距離	制限時間	備考																				
	名称	所在地																								
(2) 建設発生土	<input checked="" type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない	白石市所有地 大鷹沢三沢字 金山沢1-2	受入地に整地	7.9 km																					

10 建設副産物対策関係(建設発生土以外の建設副産物)									
(1) 建設発生土以外の建設副産物の処理・処分について		下記の処理・処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員と協議すること。また、処理・処分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。なお、廃棄物の処理に当たっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守すること(環境省または循環型社会推進課のHPを参照)。							
		処理・処分する場所		処理・処分方法		距離		制限時間	
工事現場内及び工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議すること。									
(2) 建設発生土以外の建設副産物	処理・処分	コンクリート塊	<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない				km	時 分
		アスファルト塊	<input checked="" type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない	羽山砕石	中間処分		4.2 km	時 分
		建設発生木材	<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない				km	時 分
		建設汚泥	<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない				km	時 分
		その他	<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない				km	時 分
(3) 再生材の利用		<input checked="" type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない	種類・数量	再生砕石・再生AS				
11 現場環境改善		<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない	内容 現場環境改善の具体的な実施内容、実施期間については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。					
12 品質証明									
(1) 品質証明書および施工プロセス品質確認チェックリストの対象		<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない	請負工事費が、1億5千万円以上の工事および発注者が必要と認める工事。土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。					
(2) 施工プロセス品質確認チェックリストの対象		<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない	上記に該当せず、請負工事費が1億円以上の工事。土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。					
13 標準的な設計図書による発注方式		<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない	土木工事共通特記仕様書第3編1-1-14によること。					
14 資材関係									
(1) 生コンクリート		生コンクリートの使用に当たっては、「宮城県生コンクリート品質管理監査会議」が交付する「品質管理監査合格証」を有する工場の製品、又は同等以上の品質管理を行っていることが認められる工場の製品を使用すること。							
(2) 購入土		購入土を使用する場合は、材料承認時に「採石法第33条による採取計画認可書の写し」、又は「砂利採取法第16条の採取計画認可書の写し」を提出すること。							
(3) 宮城県グリーン製品の利用		必須	1.植生基盤材等、視線誘導標、型枠用合板は、原則として宮城県グリーン製品を用いること。						
「宮城県グリーン製品」利用推進指針によること。「宮城県グリーン製品」を使用した場合は、請負者は循環型社会推進課HPより「チェックリスト」をダウンロードし、使用材料や数量等を入力後、工事完了後に監督職員に提出(電子メール)すること。		<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない	2. 盛土材、埋め戻し材					
		<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない	3. その他()					
(4) 県内産製品の利用		<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない	本工事は、「県土木部発注工事における県内産製品優先使用の試行要領」の対象工事である。工事の施工にあたっては、試行要領に基づき適切に実施すること。事業管理課ホームページ参照 http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jiyokanri/kensanzai.html					
(5) 現場吹付法砕工		吹付モルタルにおける圧縮強度の規格値は、18N/mm ² 以上とする。							
15 設計変更の手続き									
(1) 設計変更の手続きについて		設計変更については、工事請負契約書第19条～第26条及び共通仕様書第1編1-1-1-14～1-1-1-16に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」(宮城県土木部)によることとする。 詳細については、以下のホームページ「設計変更ガイドライン【土木工事,建設関連業務】」を参考とすること。 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jiyokanri/henkou-guideline.html トップページ > しごと・産業 > 土木・建築・不動産業 > 建設業 > 設計変更ガイドライン【土木工事,建設関連業務】							
16 その他									
(1) 舗装の下請制限について		<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない	土木工事共通特記仕様書第1編1-1-3によること。					
(2) 「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象の有無		<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない	本工事は「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象工事であり、請負者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する他、ダンプ土砂運搬等下請負契約に関する関係書類を提出すること。 請負者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負者は、当該工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)も同様の義務を負う旨を周知すること。					
(3) 三者会議の対象の有無		<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない	本工事は、工事着手前等に当該工事の発注者、施工者、詳細設計等を担当した設計者が参加して、設計図書と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「三者会議」を設置する対象工事である。土木工事共通特記仕様書第3編1-1-5によること。					
(4) 貸与資料の有無		<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない	本仕様書によるものほか工事施工に関して必要な資料として工事契約後下記の資料を貸与する。 貸与資料()					
(5) 発注者支援(工事監督支援業務)対象の有無		<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない	工事監督支援業務の受注者が現場監督支援する場合、工事請負者に対し「工事打合せ簿」により担当技術者(所属会社等名・氏名)の通知を行うこと。					
(6) 法定外の労災保険の付保について		本工事では、法定外の労災保険加入にかかる保険料を予定価格に反映しているため、本工事において受注者は法定外の労災保険に付きなければならない。なお、加入後受注者は、工事請負契約書第62条に基づき、証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示すること。							
(7) 熱中症対策に資する現場管理費補正の試行の有無		<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない	本工事は熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行対象工事である。本運用による設計変更を希望する場合は、別途定める「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」に基づき、発注者に協議すること。					
(8) 工事実績情報システム(コリンズ)登録		<input checked="" type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない	請負者は、工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し登録申請を行うこと。					

働き方改革・生産性向上に関する事項

項 目	条 件	内 容
17 総合評価落札方式における「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用の有無		
(1)「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用工事	○ 対象 ● 対象外	1. 対象工事の場合、活用する技術については、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に基づき選択すること。 2. ICT施工・3次元化等の活用提案の適用の有無に係わらず、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に記載の技術は、施工計画・技術提案等(いわゆる作文)の評価対象外とする。「簡易型(施工計画型)」、「標準型」、「高度型」の場合 なお、「ICT施工・3次元化等の活用提案」の対象外工事の場合も、同様の取扱いとする。
(2)実施された技術についての費用計上(設計変更)	○ 対象 ● 対象外	設計変更の積算手法については、総合評価落札方式の手引きのとおりとする。なお、(1)が対象外の場合は、当該項目も対象外となる。
18 業務効率化		
(1) 工事情報共有システムの活用	○ 対象 ● 対象外	本工事は工事情報共有システムの活用対象工事であり、請負者は工事着手時に別途定める「工事情報共有システム事前協議チェックシート」により、必要事項について監督職員と協議を行うこと。実施にあたっては「土木工事における工事情報共有システムの実施要領」及び「土木工事における工事情報共有システムの活用ガイドライン」に基づき行うこと。
(2) 工事書類の簡素化の試行について	○ あり ● なし	本工事は、工事書類の簡素化を目的とした試行対象工事である。実施にあたっては「宮城県土木部における工事書類簡素化の試行要領」に基づき行うこと。
(3) ウィークリースタンス等の推進		本工事は、受発注者協力のもと、建設業の魅力創出を図ることを目的にウィークリースタンス等の推進を図ることとし、「ウィークリースタンス等実施要領」に基づき、取組内容を受発注者間で協議及び共有し、工事を進めていくこととする。 詳細については、宮城県土木部事業管理課のホームページを参照すること。(http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/weekly.html)
19 週休2日工事の適用の有無		
(1) 週休2日工事	○ 対象 ● 実施困難工事	1. 週休2日工事の対象工事の場合は、宮城県土木部「週休2日工事」実施要領に基づき行うこととする。 なお、週休2日工事の型式については、下記(2)のとおりとする。 2. 改正労働基準法(平成30年6月成立)による罰則付きの時間外労働規制が令和6年4月から建設業に適用されることを踏まえ、令和6年4月には、維持工事等も含めて、週休2日の確保を目指すことから、「週休2日工事」での発注を原則とする。ただし、応急復旧工事などの場合は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。その場合は「実施困難工事」として、下欄にその理由を記載する。 実施困難工事の理由
(2) 週休2日工事の種別	発注者指定型(現場閉所型) ● 発注者指定型(交替制)	現場閉所型: 巡回/パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所を閉鎖する。 交 替 制 : 現場閉鎖を行うことが困難な工事について、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を行う。 当初積算時に4週8休以上を確保した場合の経費の補正を行うこととし、設計変更時に達成状況に応じた補正の見直しを行うこととする。
(3) 週休2日工事の区分		週休2日工事の区分は「通期の週休2日」と「月単位の週休2日」に区分する。 当初発注においては「通期の週休2日」を指定、積算している。 「月単位の週休2日」は受注者の希望型とし、工事着手前に受発注者間で協議の上、実施の可否を決定する。なお、協議により「月単位の週休2日」を実施することとし、「月単位の週休2日」を達成した場合は、積算変更時に「月単位の週休2日」の補正係数に変更する。 [「通期の週休2日」: 対象期間全体で、4週8休相当以上の休日を取得したと認められる状態。 「月単位の週休2日」: 対象期間の全ての月において、4週8休以上の休日を取得したと認められる状態。]
20 女性活躍推進モデル工事の適用の有無		
(1) 女性活躍推進モデル工事	○ 対象 ● 対象外	実施に当たっては、宮城県土木部「女性活躍推進モデル工事」実施要領に基づき行うものとする。 実施要領は、宮城県ホームページ(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/)で確認のこと。
21 下請承認事務簡素化モデル工事の適用の有無		
(1) 下請承認事務簡素化モデル工事	○ 対象 ● 対象外	実施に当たっては、発注者から工事打合せ簿により、「下請承認事務簡素化モデル工事」である旨を別途指示するものとする。
22 建設現場等における遠隔臨場の実施について		
		1. 建設現場における遠隔臨場の実施 「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者(監督員)における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)とWeb 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を実施できるものとする。なお、遠隔臨場を実施する場合は、「建設現場等における遠隔臨場に関する実施要領(案)」の内容に従い実施する。 2. 遠隔臨場を適用する工種・確認項目 現場条件により遠隔臨場の適用性が一致しない場合も想定されることから、現場での適用・不適用については、受発注者間で協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。 3. 実施内容 (1) 段階確認・材料確認、立会での確認 受注者が動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)により取得した映像及び音声等をWeb 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものである。 (2) 機器の準備 遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)やWeb 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。 (3) 遠隔臨場を中断した場合の対応 電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。 (4) 効果の検証 遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員等の指示による。 (5) 費用 遠隔臨場にかかる費用については、標準積算基準の率計上に含まれる。なお、通信環境確保のための中継局を設置する場合などは、現場条件により積み上げにより計上する場合もあることから、事前に監督職員と協議すること。 (6) 不正行為 遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、県内規(不良不適格業者排除マニュアル等)に従い、処分を実施する場合がある。

東日本大震災に伴う特例制度

項 目	条 件	内 容	施 行 方 法	備 考
23 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の運用				
(1) 労働者確保に関する積算方法の試行工事	○ある ●ない	●ない	<p>1 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、宮城県土木部においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終積算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の工事」である。</p> <p>営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食費、通勤等に要する費用</p> <p>2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(宮城県土木部においては、土木工事標準積算基準に基づき算出した額)における実績変更対象間接費の割合は次のとおりである。</p> <p>1) 共通仮設費(率分)に占める実績変更対象間接費(労働者送迎費、宿泊費、借上費)の割合: 9.19% 2) 現場管理費に占める実績変更対象間接費(募集及び解散に要する費用、賃金以外の食費、通勤等に要する費用)の割合: 1.29%</p> <p>3 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>4 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。</p> <p>5 発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象間接費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、宮城県土木部においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。</p> <p>6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。</p> <p>7 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。</p>	
(2) 労働者宿舍設置に関する積算方法の試行工事	○ある ●ない	●ない	<p>本工事は、「労働者宿舍設置に関する試行要領」(以下「試行要領」)の対象工事である。 労働者宿舍の設置を希望する場合については、「試行要領」に基づき監督職員と事前に協議すること。</p>	
24 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更				
(1) 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更	○ある ●ない	●ない	<p>下記の建設資材は、通常地域内から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費及び輸送費に要した費用については、証明書類(契約書及び納品書等)を添付するものとする。なお、添付する証明書類(契約書及び納品書等)は原本を提示(写しの提出)とし、受注者名、納品者名、使用資材名、規格・形状、使用(納品)日、使用(納品)数量等が記載されている物を監督員に提出し、その費用について設計変更することとする。</p> <p>購入費の対象は、生コンクリート・アスファルト合材・石材等(山砂、碎石、捨石、被覆石等)とする。 輸送費の対象は、仮設材(鋼夾板等)とする。</p>	<p>受注者は、購入費及び輸送費を変更したい場合は、「工事打合せ簿」に次の事項を記載し発注者に提出し協議するものとする。</p> <p>1 地域内及び基地に、建設資材がないことを証明する資料(打合せメモ等) 2 遠隔地から購入及び輸送する建設資材の名称・規格及び製造・生産工場名称(使用材料の建設資材名及び規格・形状等の証明資料「品質証明」) 3 遠隔地から建設資材を購入及び輸送する理由 4 製造・生産工場を選定した理由 5 見積り書 6 その他、必要と思われる事項</p>
25 施工箇所が点在する工事の間接費の積算				
(1) 施工箇所が点在する工事積算方法の試行の対象工事	○ある ●ない	●ない	<p>本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実施に乖離が考えられるため、「○○地区(施工箇所○○、○○)、△△地区(施工箇所○○)、□□地区(施工箇所○○)」(以下、対象地区という)ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法の試行」の対象工事である。</p>	<p>本工事における共通仮設費の金額は、対象地区毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様で、対象地区毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正(大都市、施工地域等)については、対象地区毎に設定する。</p>
26 その他				
(1) 土砂等建設資材を供給元で引取する場合の積算の取扱	○ある ●ない	●ない	<p>・本工事の施工において、調達(購入)する予定の○○の設計単価は、現場持込単価(単価)としている。ただし、契約後、施工計画に基づき、○○の調達条件について異なる場合は、監督職員と協議すること。 ・資材搬入において、標準作業以外の作業(現場外の仮置き等)が生じる場合は、監督職員と協議すること。</p>	
(2) 東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について	○ある ●ない	●ない	<p>間接工事費(共通仮設費及び現場管理費)について、工事量の増大による資材やダンプトラック等の不足による作業効率の低下等により現場の実支出が増大し、積算基準による積算と乖離が生じていることが確認されたため、積算基準等により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数を乗じている。</p> <p>補正係数 共通仮設費:1.3 現場管理費:1.1</p>	

参 考 明 細 書

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
開削工事及び小口径推進工事等01	1	式				
配水管布設工 (φ75)	1	式			明 1 号	
土工	1	式			明 2 号	
付帯工	1	式			明 3 号	
仮設管布設工	1	式			明 4 号	
交通安全施設	1	式			明 5 号	
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設费率分	1	式				
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				

令和7年度 水単請-11 白川津田新田川原地区老朽管更新工事

【 第 2 号 明細書 】						
土工						1 式 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
配水管布設工	1	式				
バックホウ掘削積込 クロー型 山積0.28m3(平積0.2)	12	m3			施 1 号	
管路埋戻費(機械埋戻・バックホウ) 砂(不洗)	2	m3			施 2 号	
管路埋戻費(機械埋戻・バックホウ)	2	m3			施 3 号	
発生土運搬費 ダンプトラック4t積級 運搬距離2km	2	m3			施 4 号	
整地 残土受入れ地での処理	2	m3			P 1 号	
計						

令和7年度 水単請-11 白川津田新田川原地区老朽管更新工事

【 第 3 号 明細書 】							1 式 当り
付帯工							
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要	
配水管布設工	1	式					
舗装版切断 アスファルト舗装版 15cm以下	8	m			P 2 号		
バックホウによる舗装版直接掘削・積込 舗装厚0cm超え10cm以下	7	m2			施 5 号		
アスファルト塊・コンクリート塊(無筋)運搬費 ダンプトラック4t積級 運搬距離4.2km	0.4	m3			施 6 号		
廃棄物処理費(中間・再生)アスファルト塊 羽山砕石(株)中間処理工場	0.4	m3					
アスファルト舗装工(人力)(車道・路肩)(1層) 舗装厚50mm 再生As安定処理	7	m2			施 7 号		
舗装本復旧	1	式					
舗装版切断 アスファルト舗装版 15cm以下	12	m			P 2 号		
バックホウによる舗装版直接掘削・積込 舗装厚0cm超え10cm以下	18	m2			施 5 号		
アスファルト塊・コンクリート塊(無筋)運搬費 ダンプトラック4t積級 運搬距離4.2km	0.6	m3			施 6 号		
廃棄物処理費(中間・再生)アスファルト塊 羽山砕石(株)中間処理工場	0.6	m3					
不陸整正	18	m2			P 3 号		

令和7年度 水単請-11 白川津田新田川原地区老朽管更新工事

【 第 3 号 明細書 】 (続 き)							1 式 当り
付帯工							
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要	
表層(車道・路肩部) 1層当り仕上厚50mm 再生密粒度アスコン(20F)	18	m2			P 4 号		
撤去工	1	式					
既設管撤去工	30	m					
架台撤去工	7	箇所					
既設資材処分 既設管、架台共	1	式					
計							

令和7年度 水単請-11 白川津田新田川原地区老朽管更新工事

【 第 6 号 明細書 】							1 式 当り
配管材料φ75							
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要	
添架管（凍結防止用アミト [®] 外装ポ [®] リエチレン管）	1	式					
凍結防止用ポ [®] リエチレン管 φ75	27	m					
中間継手 EFツケット保温付 φ75	4	組					
分岐継手 EF一体チス [®] φ75	1	組					
フランジパ [®] ッキン LSPフランジ [®] 結合補強具 φ75×7.5K	1	組					
不凍急排空気弁 φ25	1	個					
支持金具 SUS304 Uハ [®] ント [®]	11	組					
配水管（高密度ポ [®] リエチレン管）	1	式					
高密度ポリエチレン管 φ75	3	m					
フランジアダプター φ100	1	個					
EFレ [®] ューサ φ100×φ75	1	個					
EFエルボ [®] φ75×45°	4	個					

令和7年度 水単請-11 白川津田新田川原地区老朽管更新工事

【 第 7 号 明細書 】							1 式 当り
配管労務 φ75							
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要	
添架管（凍結防止用アミト [®] 外装ポリエチレン管）	1	式					
管添架工（被覆管） φ75	27	m					
管添架工 φ75	3	m					
中間継手工 φ75	4	箇所					
分岐継手工 φ75 EF一体チース [®]	1	箇所					
空気弁設置（機械施工） 呼び径25mm	1	基			施 9 号		
架台取付工	11	箇所					
気密試験工	1	回					
吊り足場工	40	m ²					
吊り足場養生ネット	1	式					
橋梁点検車		日					
橋梁点検車 リース資材	1	式					

令和7年度 水単請-11 白川津田新田川原地区老朽管更新工事

【 第 7 号 明細書 】 (続 き)							1 式 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要	
配水管 (高密度ポリエチレン管)	1	式					
片落端末継手工 φ100×φ75	1	箇所					
ポリエチレン管継手工(メカニカル継手) 呼び径75mm	1	口			施 10 号		
塩ビ管継手工(メカニカル継手) 呼び径100mm	1	口			施 11 号		
ポリエチレン管(融着接合)継手工 2口継手 呼び径75mm	4	箇所			施 12 号		
計							

令和7年度 水単請-11 白川津田新田川原地区老朽管更新工事

【 第 8 号 明細書 】							1 式 当り
配管材料φ50							
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要	
仮設管布設工	1	式					
ポリエチレン管 1種二層管φ50	35	m					
ポリエチレン管金属継手 PEオネソケット φ50	6	個					
ポリエチレン管金属継手 PEチズ φ50×φ20	2	個					
ポリエチレン管金属継手 PEエルボ φ50	12	個					
ゲートバルブ 青銅製 φ50	2	基					
管帽 φ100	2	個					
排泥管	1	式					
ポリエチレン管 1種二層管φ20	13	m					
ポリエチレン管金属継手 PEソケット φ20	2	個					
ポリエチレン管金属継手 PEエルボ φ20	10	個					
シーリング 止水栓 φ20	2	基					

令和7年度 水単請-11 白川津田新田川原地区老朽管更新工事

【 第 9 号 明細書 】							1 式 当り
配管労務φ50							
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要	
仮設管布設工	1	式					
ポリエチレン管据付工 呼び径50mm	35	m			施 13 号		
ポリエチレン管継手工 呼び径50mm	36	口			施 14 号		
ポリエチレン管継手工 ねじ込み 呼び径50mm	4	口			施 15 号		
ポリエチレン管切断 呼び径50mm	17	口			施 16 号		
ゲートバルブ取付け PP用 呼び径50mm	2	箇所			施 17 号		
ハット型鉄管設置	2	箇所			施 18 号		
鋼管切断 罫書き・切断・開先加工 径100mm STW370 板厚4.9mm	2	口			施 19 号		
メカニカル継手 呼び径100mm	2	口			施 20 号		
橋梁点検車		日					
仮設管固定	1	式					
排泥管	1	式					

